

## ○珠洲市移住定住促進補助金交付要綱

平成24年9月24日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、市内の賃貸住宅等に入居するU・Iターン世帯に対して、家賃の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱について、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) U・Iターン世帯 世帯員のうち1人以上が、本市に転入する前に市外に1年以上居住歴があり、転入後3年以内の者(以下、「U・Iターン者」という。)であり、現に世帯全員が本市に住所を有する世帯をいう。
- (2) 賃貸住宅等 助成を受けようとする世帯の世帯員が貸家、アパート等の住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結した自世帯の居住用の住宅(社宅、官舎、寮等の事業主等から貸与されている住宅及び2親等以内の親族が所有する住宅を除く。)をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。)の月額をいう。
- (4) 起算月 世帯員のうち転入による住民登録をした日からの経過日数が最も少ない者が、転入後に初めて家賃を支払う月(月の途中からの賃貸借契約により家賃が日割計算となる月を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、U・Iターン世帯で、次に掲げるすべての要件を満たす世帯の世帯主とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 起算月から数えて36月以内であること
- (2) 市内の賃貸住宅等を自世帯の居住を目的に使用すること
- (3) 世帯全員が本市に住所を有すること
- (4) 世帯全員が事業主等からの住居手当を受けていないこと
- (5) 世帯全員が市税等を滞納していないこと
- (6) 補助金の交付後に市外へ転出したことがある者が世帯にいないこと

(補助金の額)

第4条 1月当たりの補助金の額は、支払った家賃の2分の1以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、起算月からの経過期間によって次に定める金額を上限とする。

- (1) 住起算月から数えて12月目の月まで 1世帯当たり月額3万円
  - (2) 起算月から数えて13月目の月から24月目の月まで 1世帯当たり月額2万円
  - (3) 起算月から数えて25月目の月から36月目の月まで 1世帯当たり月額1万円
- 2 世帯員のうち1人以上がU・Iターン者でない場合（ただし、U・Iターン者の子を除く。）、1月当たりの補助金の額の上限は、前項に規定する額の2分の1とする。
  - 3 月の途中に市内の別の賃貸住宅等に転居した場合の当該月における家賃は、住民票の移動日より前を旧家賃、住民票の移動日以降を新家賃として、新旧家賃を日割計算した額とする。
  - 4 補助対象者の要件を満たさなくなった日が、起算月から数えて36月目の月末より前の場合、同日が属する月以後の補助金は交付しないものとする。
  - 5 補助対象者の世帯員又は世帯を別にする同居人（以下「世帯員等」という。）が過去に本補助金の交付を受けている場合は、世帯員等の起算月から36月以内を補助の対象とする。この際、世帯員等が複数人いる場合は、転入日からの経過日数が最も長い者の起算月から36月以内を補助の対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主及び続柄を記載）
  - (2) 賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
  - (3) 住居手当不支給証明書（様式第2号）
  - (4) その他市長が必要と認める書類（前住所での納税証明書等）
- 2 初年度の補助金交付申請は、第4条に掲げる条件を満たしたときに随時行うものとし、次年度以降の交付申請は当該年度の6月末日までに行うものとする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、珠洲市移住定住促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第7条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、交付決定通知の記載内容に変更が生じたときは、速やかに珠洲市移住定住促進補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、申請者から前条による変更等承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、珠洲市移住定住促進補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、4月分から6月分まで、7月分から9月分まで、10月分から12月分まで及び1月分から3月分までの四半期ごとに、珠洲市移住定住促進補助金請求書(様式第6号)に家賃の支払いを証明する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項に定める請求は、各四半期が終了する月の翌月の15日(1月分から3月分までの四半期については3月末日)までに行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、前条第1項に規定する各四半期の補助対象月分の補助金を当該四半期が終了する月の翌月末日までに申請者に交付するものとする。

(現況調査)

第11条 市長は、申請者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められた場合は、当該補助金を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第49号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の珠洲市里山里海マイスター等移住定住支援補助金交付要綱の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この告示による改正後の珠洲市移住定住促進補助金交付要綱の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に初めて交付決定した

補助対象者に適用し、同日前に初めて交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年告示第 4 4 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に初めて交付決定した補助対象者に適用し、施行日前に初めて交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。